



マグマシティPRキャラクター マグニョン

大ピンチです！ 鹿児島市国保！

- ※腎不全・脳卒中・虚血性心疾患とともに鹿児島市は同規模都市に比べて医療費は高くなっています。
- ※これらの疾患を防ぐには、血圧・血糖・脂質など血管の状態を日頃からチェックすることが大切です。
- ※特定健診を受けることで、年に一度の健康チェックができます。
- ※医療費を抑制することは、皆様に納付していただく国保税の抑制にもつながります。

受けて得する！特定健診！ ～ 受診に必要なものが変わりました ～

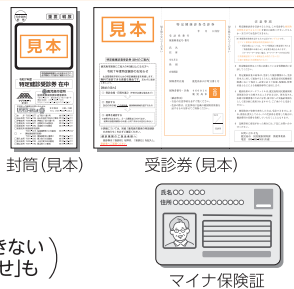
サンサンコールかごしま ☎ 808-3333

- 対象者：鹿児島市国保に加入中の40歳以上の方
- 受診期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 必要なもの

- ◇特定健康診査受診券
- ◇保険資格が確認できるもの※

※以下の①～③のいずれかで資格の確認ができます

- ①紙の保険証(有効期限内)
- ②資格確認書
- ③マイナ保険証 (オンラインで資格確認できない場合は「資格情報のお知らせ」も)



●受診方法

1. 医療機関で受診の場合

※受診の際は医療機関へ直接お問い合わせください。

2. 集団健診で受診の場合

※会場・実施日を確認後、受付時間内にお越しください。 集団健診日程および医療機関一覧(市ホームページ)
 ※一部予約が必要な会場があります。



●受診者特典

〈トク得クーポン〉

対象：全員



トク得応援隊一覧
 使えるお店はこちらから



〈市内公衆浴場入浴券〉

対象：令和7年度に40歳から49歳、50歳、55歳、60歳に達する方

〈市公共施設の無料利用券〉

対象：全員(7月以降交付予定)

ジェネリック医薬品で医療費の削減ができます

保健事業係 ☎ 808-7505

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品の特許期間が切れたあと、品質、有効性、安全性が同等であると厚生労働大臣の承認を受け製造・販売されている医薬品のことで、先発医薬品に比べ2割～7割程度低価格であるため、ジェネリック医薬品に切り替えると、薬局での薬代が安くなり、医療費も削減できます。

※ジェネリック医薬品に切り替えるときは、医師や薬剤師へご相談ください。



市ホームページ

はり、きゅう施設利用券交付について

給付係 ☎ 216-1228

40歳以上の方は、はり、きゅう施設利用券の申請前に必ず特定健診を受けてください。

【交付要件】●納期到来分の国保税完納世帯であること

●40歳以上の方は、特定健診を当年度から過去2年度のうち少なくとも一度受診していること

※職場健診や人間ドック等の結果を特定健診に代えることができます。はり、きゅう施設利用券の交付申請時に検査結果をお持ちください。



市ホームページ



令和6年(1～12月)の所得等をもとに、令和7年度(4月～翌年3月)分の国保税を計算しています。

基礎課税額

国保加入者の令和6年中の
総所得金額等

基礎控除

×

8.11%

=

所得割額
(有所得者ごと)

①

国保加入者数

×

30,700円

=

均等割額

②

1世帯につき

22,600円

=

平等割額

③

A(①+②+③)

年間基礎課税額
(100円未満切捨て)

※課税限度額66万円

後期高齢者
支援金等課税額

国保加入者の令和6年中の
総所得金額等

基礎控除

×

2.88%

=

所得割額
(有所得者ごと)

④

国保加入者数

×

10,700円

=

均等割額

⑤

1世帯につき

7,800円

=

平等割額

⑥

B(④+⑤+⑥)

年間後期高齢者
支援金等課税額
(100円未満切捨て)

※課税限度額26万円

介護納付金課税額
(40歳以上65歳未満の方)

国保加入者の令和6年中の
総所得金額等

基礎控除

×

2.51%

=

所得割額
(有所得者ごと)

⑦

国保加入者数

×

11,100円

=

均等割額

⑧

1世帯につき

6,300円

=

平等割額

⑨

C(⑦+⑧+⑨)

年間介護納付金課税額
(100円未満切捨て)

※課税限度額17万円

A+B+C=令和7年度の年間国保税額

基礎控除				
合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超～2,450万円以下	2,450万円超～2,500万円以下	2,500万円超
控除額	43万円	29万円	15万円	適用なし

1 納税義務者は世帯主です

同封されている納税通知書は納税義務者である世帯主宛てとなっております。世帯主が国保に加入していない場合でも納税義務者となります。

2 令和7年度法定軽減措置



前年中の世帯の所得金額が下表の基準以下の世帯は均等割と平等割を軽減します。(申請不要)

軽減割合	軽減判定所得の計算式
2割	43万円+(56万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)
5割	43万円+(30万5千円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)
7割	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)

- (1)判定対象者
- ①世帯主(国保加入者でない世帯主も対象)
- ②国保加入者
- ③特定同一世帯所得者(国保から後期高齢者医療制度へ移行した方)
- (2)判定日
- 賦課期日(令和7年4月1日)
- 年度途中に加入者の増減があっても再判定しません。

3 国保加入者の確認方法について

納税通知書右側下段の『被保険者の資格状況・内訳』に国保加入者の氏名等を記載しています。
別の健康保険に加入した場合、脱退手続きが必要です。

4 所得の申告をお願いします

納税通知書右側下段の『被保険者の資格状況・内訳』の基準総所得額欄が「未申告」と表示されている方は市民税課や各支所税務課で申告をしてください。

5 年度の途中で75歳になる方

①誕生日の前月までの国保税をあらかじめ計算しています。世帯の国保税を均等に割り振っているため、誕生月以降も納付額は変わりません。なお、誕生月以降は後期高齢者医療保険料として別途、請求されます。

ただし、同じ世帯に加入者が1人残った場合、国保税の緩和措置により減額になりますので改めて通知をお送りします。(特定同一世帯)

②年度途中に世帯主が75歳に到達する場合、年金から特別徴収できません。
納付書または口座振替での納税になります。



6 課税限度額の引き上げについて

地方税法施行令の一部改正に伴い、国保税条例を改正し、令和7年度の課税限度額を引き上げました。

基礎課税額	後期高齢者支援金等課税額	介護納付金課税額
65万円⇒66万円	24万円⇒26万円	17万円(変更なし)

【普通徴収(納付書払い・口座振替)】

年間(12か月分)の国保税を6月から翌年3月までの年10回に分けて納付していただきます。

【併用徴収(普通徴収+特別徴収)】

世帯の状況等によっては、年税額を普通徴収と特別徴収で併せて徴収する場合があります。

【特別徴収(世帯主の受給年金から差し引き)】

- ①～④のすべてに該当する世帯が対象です。
- ①世帯主が国保加入者
 - ②世帯の国保加入者全員が65～74歳
 - ③特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上
 - ④介護保険料(世帯主分)と国保税(世帯分)の1回あたりの徴収額の合計が、1回の年金受給額の2分の1以下



市ホームページ

国保税の軽減・減免

賦課係 ☎ 216-1229

お電話でのお問い合わせ時は国民健康保険の記号・番号がわかる書類(納税通知書など)、ご来庁いただく際は本人確認書類(官公署が発行した写真付きの本人確認書類1点または官公署が発行した書類、その他本人の名前が確認できる書類2点)をご準備ください。

申請
必要

倒産・解雇等による離職者に対する特例措置(軽減措置)



市ホームページ

会社都合(倒産・解雇等)や、やむを得ない自己都合等による離職の方は、国保税が軽減されます。

(1)対象者

雇用保険受給資格者証等の記載内容が下記のとおり

①離職時年齢 65歳未満		②離職理由の番号 11・12・21・22・ 23・31・32・33	
雇用保険受給資格者証			
1. 支給開始日	2. 氏名	3. 被保険者番号	4. 性別
5. 離職時年齢	6. 生年月日	7. 住所	8. 支店名
9. 支払方法(記号・口座) 番号-金融機関名-支店名			
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日	12. 離職理由	13. 60歳到達時賃金日額
14. 離職時賃金日額	15. 受給期間満了年月日	16. 求職申込年月日	17. 認定日
18. 基本手当日額	19. 所定給付日数	20. 通算被保険者期間	21. 離職前事業所名
22. 再就職手当支給歴	23. 特殊表示(災害時、一括、巡視、市町村)		

(2)軽減内容

対象者の給与と所得額(調整控除前)を100分の30にして課税します。

(3)必要書類

雇用保険受給資格者証(原本)または雇用保険受給資格通知(原本)

申請
必要

産前産後の方に対する減額



市ホームページ

(1)対象者

国保加入者で出産した方

※妊娠85日(4か月)以上であれば、死産・流産・早産等の場合も対象です。



(2)軽減内容

対象者の軽減期間にかかる所得割と均等割

(3)軽減期間

【単胎】出産予定月または出産月の前月から4か月間

【多胎】出産予定月または出産月の4か月前から6か月間

(4)必要書類

母子手帳など

申請
必要

その他の理由による減免



市ホームページ

世帯の前年所得600万円以下の世帯で会社都合での退職、休・廃業や疾病・負傷、災害等により所得が大幅に減少する場合、国保税が減免される場合があります。

支払いがない納期末到来分に限りますのでお早めにご相談ください。



申請
必要

被扶養者であった方(旧被扶養者)に対する減免

(1)対象者

①②のすべてに当てはまる方

①被用者保険(職場の健康保険等)の本人が後期高齢者医療制度へ移行するため、国保に加入することになった被扶養者(旧被扶養者)

②国保の資格取得日時時点で65歳以上の方



(2)減免割合

【所得割】…全額

【均等割】…2分の1

【平等割】…2分の1※ } 減免期間は2年間

※国保加入者が旧被扶養者1人のみの場合のみ

(3)注意事項

- 均等割・平等割の減額は7・5割の法定軽減世帯は対象外。
- 国保組合から後期高齢者医療制度へ移る場合は対象外。
- 申請は加入した年度のみで翌年度以降は自動継続。

申請
不要

国保から後期高齢者医療制度へ移った方がいる場合の減額

(1)対象世帯

国保加入者が後期高齢者医療制度へ移行し、残る国保加入者が1人になった世帯(特定同一世帯)



(2)軽減割合

基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の平等割を下記の割合で減額。

(最初の5年間)2分の1		(その後3年間)4分の1	
支払額	減額	支払額	減額

同一の月に医療機関に支払った一部負担金(保険診療分)が、所得や年齢によって定まる限度額を超えたとき、申請によりその差額が高額療養費として支給されます。申請の期限は診療月の翌月から2年間です。
また、限度額の適用を受けることにより医療機関への支払いが自己負担限度額までとなります。



市ホームページ

○高額療養費の限度額適用認定証について

オンライン資格確認により、原則、限度額適用認定証は不要になりました。

※ただし、①オンライン資格確認を導入していない医療機関等で受診される場合、②住民税非課税世帯で90日を超える入院があり長期認定に該当する場合、③国保税に滞納がある場合等は限度額認定証の交付手続きや相談を行う必要があります。

※これまでの認定証の有効期限は7月31日まで(70歳になる場合等を除く)となります。

8月以降の認定証の申請受付は7月から始まります。



○自己負担限度額について

詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページをご確認ください。

国民健康保険税の納付は口座振替をご利用ください

Web・ページ口座振替受付サービスの開始により、口座振替の申込みがより便利になりました！

●Web口座振替受付サービスとは？

⇒パソコン、スマートフォン、タブレット端末からインターネットを利用して24時間いつでも口座振替のお申込みをすることができます。

●ページ口座振替受付サービスとは？

⇒市窓口を設置する専用端末に金融機関のキャッシュカードを通して、暗証番号を入力することで、口座振替のお申込みをすることができます。

※このサービスは、通帳や金融機関届出印を用意する必要がありません。



市ホームページ

国保の加入脱退は必ず届け出が必要

転入や転出、職場の健康保険に入ったときなど、その事実が発生した日から14日以内に必ず届け出をしましょう。(別世帯の人が代理人として手続きする場合は、委任状をお持ちください。)

詳しくはホームページをご覧ください。

※国保の脱退と資格確認書等の再発行は、マイナンバーカードを使用してオンラインでも手続きができます。



市ホームページ

医療機関の窓口で支払う一部負担金の減免

災害(震災、風水害、火災など)を受けた場合、又は倒産・解雇等による失業(定年退職、自己都合などは除く)などにより申請月の世帯収入が前年同月に比べ7割以下に激減し、一定の額以下になった場合に、申請月から3ヶ月の期間、医療機関の窓口で支払う医療費の一部負担金が減免される場合があります。



市ホームページ

国保に関するお問い合わせは

本 庁 国民健康保険課 別館1階3番窓口
国保の加入・脱退、給付については 給付係 ☎ 216-1228
特定健診・保健指導については 保健事業係 ☎ 808-7505
国保税の計算・内容については 賦課係 ☎ 216-1229
国保税の納付・納税相談については 納税係 ☎ 216-1230
国保の財政については 庶務係 ☎ 216-1227

谷山支所 市民課国民健康保険係 ☎ 269-8414
伊敷支所 総務市民課市民係 ☎ 229-2115
吉野支所 総務市民課市民係 ☎ 244-7284

吉田支所 総務市民課市民係 ☎ 294-1212
桜島支所 桜島総務市民課市民係 ☎ 293-2347
〃 東桜島総務市民課 ☎ 221-2111
喜入支所 総務市民課市民係 ☎ 345-3754
松元支所 総務市民課市民係 ☎ 278-2114
郡山支所 総務市民課市民係 ☎ 298-2113
サンサンコールかごしま ☎ 808-3333
市ホームページアドレス <https://www.city.kagoshima.lg.jp/>

国保のすがた

世帯数：72,209世帯
被保険者数：102,694人
(令和7年3月末現在)

